

八王子市地域防災計画の修正概要について

■ 計画修正の趣旨

令和5年（2023年）5月に修正された「東京都地域防災計画（震災編）」、令和5年（2023年）3月に策定された「八王子未来デザイン2040」及び「八王子市国土強靱化地域計画」との整合性を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策で得た教訓や令和6年能登半島地震対応等も踏まえた計画とする。

■ 首都直下地震等による東京の被害想定

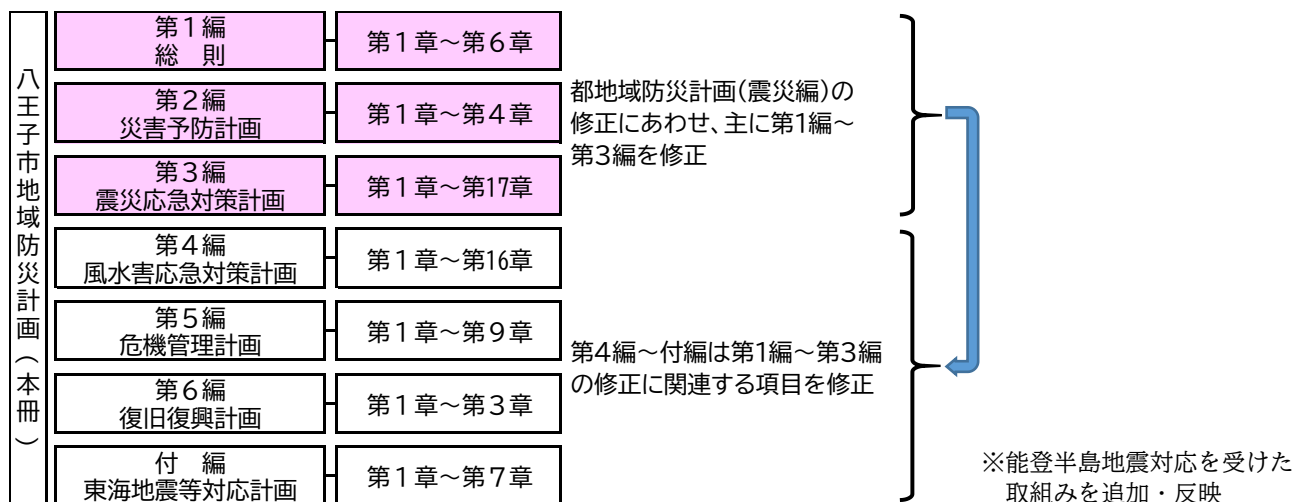
- ・住宅の耐震化や不燃化などの取組の推進や都内人口構造の変化など、東京を取り巻く環境の変化を踏まえ、10年ぶりに被害想定が見直された。
- ・4つの想定地震（都心南部直下地震（M7.3）、多摩東部直下地震（M7.3）、立川断層帯地震（M7.4）、大正関東地震（M8））のなかで、本市において人的・物的被害が最も大きいと想定される多摩東部直下地震（M7.3）を本市地域防災計画における想定地震とする。

【被害想定比較】

被害想定			市計画（令和7年修正）	市計画（令和4年修正）	
項 目		単位	多摩東部直下地震（M7.3） （令和4年5月公表）	多摩直下地震（M7.3） （平成24年4月公表）	
震度別面積	震度5強以下	（％）	2.4	39.4	
	震度6弱	（％）	73.5	20.3	
	震度6強	（％）	24.1	40.1	
	震度7	（％）	0	0.2	
			多摩東部直下地震 （冬・早朝・風速8m/s）	多摩直下地震 （冬・朝5時・風速8m/s）	
人的被害	死者	（人）	186	477	
	負傷者	（人）	3,059	6,363	
	うち重傷者	（人）	288	823	
			多摩東部直下地震 （冬・夕・風速8m/s）	多摩直下地震 （冬・夕方18時・風速8m/s）	
建物被害	全壊	（棟）	2,452	7,006	
	半壊	（棟）	10,409	15,992	
		うち大規模半壊	（棟）	2,125	—
	焼失棟数	倒壊建物含む	（棟）	3,094	6,599
		倒壊建物含まない	（棟）	3,033	6,311
ライフライン	電力	停電率（％）	5.3	15.1	
	通信	不通率（％）	2	4.6	
	上水道	断水率（％）	21.4	31.2	
	下水道	管さよ被害率（％）	5.2	28.8	
	ガス	供給停止率（％）	0	—	
避難者		（人）	86,163	128,646	
帰宅困難者		（人）	101,663	146,971	

■ 修正の考え方

- ・「東京都地域防災計画（震災編）」の修正を受けた見直しのため、第1編から第3編を中心に修正
- ・第4編から付編までは、主に第1編から第3編の修正に関連する項目を修正
- ・令和6年能登半島地震対応を受けた取組みについても追加で反映



■ 主な修正内容

第1編 総則

番号	修正内容	修正箇所
1	◆「第3節 複合災害」を修正 ・複合災害の想定について、本市で想定される震災、風水害、火山噴火、感染症が同時発生した場合に想定される事象を整理 ・感染症と自然災害が同時発生した場合の被害軽減のため、感染症予防計画と連携・補完し合いながら、それぞれの取組を推進していく旨を新規追加	第5章 第3節
2	◆「首都直下地震等における東京の被害想定」及び「東京都地域防災計画（震災編）」を踏まえ、減災目標を「令和12年度（2030年度）までに、多摩東部直下地震による人的・物的被害を概ね半減」と設定	第6章 第3節

第2編 災害予防計画

番号	修正内容	修正箇所
3	◆「強く、しなやかな減災都市づくり」の節を新規追加 ・国土強靱化地域計画や都市計画マスタープランに合わせた、震災、風水害に強い都市づくりと震災復興都市づくり	第1章 第1節
4	◆「電力、ガス事業者との連携」を新規追加 ・人命保護を最優先とした、災害拠点病院や重要防災施設における、ライフラインの迅速な復旧	第1章 第19節 第3項
5	◆「地域、事業者等との連携」を新規追加 ・あらかじめ指定等した福祉避難所が不足する場合を想定し、地域や事業者等と連携した要配慮者の避難先の確保 ※能登半島地震を踏まえた修正	第1章 第20節 第3項

番号	修正内容	修正箇所
6	◆「感染症発生期の避難対策」を新規追加 ・ 自宅療養者等の立ち退き避難に備えた専用避難施設の確保と指定避難所へ避難した場合の運営 ・ 感染者専用避難施設の運営に必要な物資・ 資器材の備蓄	第1章 第20節 第4項
7	◆「避難所における通信環境の整備」を新規追加 ・ 情報収集等のための Wi-Fi 環境の整備や通信事業者との連携強化	第1章 第20節 第8項
8	◆「エネルギーの確保」の節を新規追加 ・ 住家、市施設への再生可能エネルギー設備の整備促進 ・ 事業者と連携した電源確保	第1章 第21節
9	◆防災DXの推進に向けた取組を追加 ・ 防災情報共有システムの整備、帰宅困難者対策オペレーションシステム、アラート等のシステムを活用した情報共有・ 発信体制強化 ・ 避難者、避難所運営者、災害対策本部の負荷軽減を図るため、避難所運営のシステム化を検討 ・ ドローンの活用、操縦者の育成、民間事業者との連携等	第2章 第2節、 第8節、 第9節
10	◆「応急対策職員派遣制度による受援要請」を新規追加 ・ 総務省が構築した制度を活用した、災害対応業務に必要な人員の確保 ※能登半島地震を踏まえた修正	第2章 第4節 第2項
11	◆「福祉避難所の受け入れ体制の整備」を新規追加 ・ 避難行動要支援者の円滑な避難のための、福祉避難所の受入体制整備	第2章 第8節 第6項
12	◆「広域避難体制の構築」を新規追加 ・ 本市の指定避難所等で収容できない避難者が発生する等で、自治体の枠を超えた避難が必要な場合に備え、東京都などと連携した広域避難体制の整備	第2章 第8節 第7項

第3編 震災応急対策計画

番号	修正内容	修正箇所
13	◆「現地情報収集班の設置」を新規追加 ・ 災害発生又は発生するおそれがあると判断したときに、市内各所を巡回して情報収集を行う現地情報収集班を設置	第1章 第1節
14	◆「災害対策本部体制」の見直し ・ 現地災害対策本部の役割を見直すとともに、災害現場での効果的な活動を行うことを目的とした現地活動本部（本部長：災害対策本部員等）を新規設置	第1章 第3節
15	◆「ドローンの活用」を新規追加 ・ 山間部における医療救護活動にドローンを活用	第7章 第7節
16	◆「車両以外の輸送」の見直し ・ 道路被害が少なく車両輸送が可能な場合でも、ヘリコプター等の輸送手段が有効と考えられるときには、車両以外の輸送手段を活用 ※能登半島地震を踏まえた修正	第8章 第5節

番号	修正内容	修正箇所
17	◆「帰宅困難者対策」の章を新規追加 ・現計画の避難対策の一項目から、対策の強化を目的とした修正 ・滞留者の一斉帰宅の抑止に関する情報提供、一時滞在施設の開設、運営 等	第 10 章
18	◆「損壊家屋の解体・撤去時の感染対策」を新規追加 ・損壊家屋の解体・撤去時における破傷風、レジオネラ症等の予防対策の実施 ※能登半島地震を踏まえた修正	第 14 章 第 4 節
19	◆「防犯対策の広報啓発」を新規追加 ・災害時の混乱に乗じた詐欺被害等の防止のため、広報啓発を実施 ※能登半島地震を踏まえた修正	第 18 章 第 2 節

第 4 編 風水害応急対策計画

番号	修正内容	修正箇所
20	◆第 3 編に準じた修正 ・山間部における医療救護活動にドローンの活用を新規追加 ・身元不明遺体の取扱いを新規追加 ・防犯対策を新規追加	第 1 章～第 16 章

第 5 編 危機管理（大規模事故等対策）計画

番号	修正内容	修正箇所
21	◆「危機管理体制」の見直し ・危機に対する警戒、応急対策活動が必要になった場合に設置する「危機警戒本部」（本部長：生活安全部長）を新規追加 ※危機警戒本部で対応が困難な場合には、現行の計画に定めている「危機管理本部」（本部長：市長）や「災害対策本部」（本部長：市長）の体制となる	第 2 章 第 2 節

第 6 編 復旧復興計画

番号	修正内容	修正箇所
22	◆令和 4 年（2022 年）2 月に改定された「八王子市震災復興マニュアル」などを踏まえた規定整備	第 1 章～第 3 章

付編 東海地震・南海トラフ地震対応計画

番号	修正内容	修正箇所
23	◆計画名称を「付編 東海地震・南海トラフ地震対応計画」に修正 ◆「南海トラフ地震対策」の章を新規追加 ・南海トラフ地震対策の考え方 ・南海トラフ地震による被害想定 ・南海トラフ地震に関連する情報、及び情報発表時の対応	第 8 章